

《鳴門市農業委員会 11月総会 議事録》

開催日時 令和7年11月28日（金） 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 201会議室

出席委員	1番 粟田 和美	2番 石園 順市	3番 稲木 伸頤
	4番 井上 富夫	5番 大西 善郎	6番 小川 佳
	7番 海山 貞佳	8番 川添 誠司	9番 小林 幸男
	10番 里見 廣治	11番 杉本 英昭	12番 高田 吉敏
	13番 竹村 昇	14番 中井 弘	15番 西川 公昭
	16番 西川 美鈴	19番 藤江 厚子	20番 向 栄治

欠席委員 17番 濱堀 秀規 18番 林 博子

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について	3件

報告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	13件
② 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	8件
③ 農地であることの証明願について	1件
④ 非農地証明願について	2件

事務局長 それでは、定刻が参りましたので、ただいまから令和7年1月の農業委員会を開催いたします。開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をお願いいたします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 それでは、事務局より委員定数のご報告をいたします。委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。進行につきましては大西会長よりお願ひいたします。

大西会長 それでは、議事に入ります。

議事に入ります前に、議事録署名人を選出いたします。議事録署名人は、7番 海山委員さん、8番 川添委員さんにお願いいたします。

それでは、議案に基づき議事を進行してまいります。

『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 5件>

・申請番号1～5について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

竹村委員 13番。

譲受人は大麻町で水稻を栽培する兼業農家です。農業歴30年以上の両親とともに自家消費用に耕作を行っています。

申請地は10年ほど前から譲受人の家族で水稻を栽培しており、このたび売買の話がまとまったので本申請にいたりました。

取得後も継続して水稻を栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号1番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号2番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いします。

井上委員 4番。

譲受人はナスやピーマンなどの露地野菜を栽培しています。自家消費分以外は販売も行っています。これまで農地を持っていませんが、耕作経験もあり、実際に耕作をしている様子は確認できています。

申請地は長い間休耕地となっていましたが、譲受人が整地及び作物の栽培をしており、このたび贈与の話がまとまったので本申請にいたりました。

取得後は露地野菜や栗・梅などを栽培する計画です。
適切に農地を利用との意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願ひします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

向委員

20番。
譲受人は鳴門町で甘藷を栽培する認定新規就農者です。
譲渡人は農地を相続しましたが、農業を出来る人がおらず、土地を譲ることを検討していたところ、申請地の近くに住む譲受人と売買の話がまとまりました。
取得後は甘藷の育苗を行う計画です。
適切に農地を利用との意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議、お願ひします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号4番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

川添委員

8番。
譲渡人は農地を相続しましたが、農業を出来る人がおらず、土地を譲ることを検討していたところ、これまで一部の農地を耕作していた譲受人と話がまとまり、別の農地も併せて売買することとなりました。
譲受人は大津町でレンコンを栽培する認定農業者で、取得後は引き続きレンコンを生産する計画です。
適切に農地を利用との意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議、お願ひします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号4番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号5番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

栗田委員

1番。

譲渡人はきょうだいから農地を相続しましたが、自身では耕作ができないため、土地を譲ることを検討していました。

この度、認定農業者である譲受人と話がまとまり、貸借設定をしていた農地も契約を解約のうえ、所有農地を一括して売買することとなりました。

申請地は甘藷が栽培されており、取得後は引き続き甘藷・大根を生産する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号5番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり許可といたします。

以上で、『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

事務局より、申請内容の説明をお願いします。

事務局係長

<2. 農地法第5条の規定による許可申請について 3件>

・申請番号1～3について申請内容説明

大西会長

次に、申請番号1番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

小林委員

9番。

借人は土木建設業を営んでいる貸人が代表取締役を務める会社です。

現在利用している資材置場では手狭になってきたことから、過去に資材置場として利用していた申請地を再度利用することとなりましたが、農地法上の手続きが行われておらず、今回の申請となりました。

事業計画では、再び資材置場として利用できるよう、整地のみ行うとのことで、新たな工事は行いません。

排水は雨水のみであり、地下浸透とすることについて、地元水利組合の同意を得ています。

周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題ないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長

申請地は、勝瑞駅から北へ約700mに位置しており、市街化調整区域内の10ha未満の広がりの無い第2種農地に該当します。

今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外の申請がなされており、その手続きが完了しています。

また、申請地について、すでに砂利敷きされており、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それでは、お諮りいたします。

申請番号1番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号2・3番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

向委員

20番。

借人・譲受人は申請地の北側で○○を運営しています。○○の西側と申請地の隣接地に既存の来館者用駐車場がありますが、毎年観光シーズンに大渋滞となり、駐車場を増やすことを計画していた所、貸人・譲渡人との話がまとまり、今回の申請となりました。

事業計画では、再生碎石を平らに敷きならし十分に転圧します。駐車区画をロープ等で明示し、隣接農地との境にコンクリート壁を施工して被害防除を図ります。

排水については、雨水のみであり、自然浸透処理することとしており、地元水利組合の同意を得ています。

周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題ないと考えます。ご審議、お願いします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長

申請地は、鳴門北ICから北東へ約940mに位置しており、市街化調整区域内の10ha未満の広がりの無い第2種農地に該当します。

今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外の申請がなされており、その手続きが完了しています。

また今回の申請については、盛土規制法の工事許可が必要ですが、今回の農地法許可申請と平行して適切に工事許可申請手続きが進められております。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それでは、お諮りいたします。

申請番号2・3番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号2・3番については原案どおり許可といたします。

以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会についての審議に入ります。
この案件について、事務局より説明を求める。

事務局係長 <3. 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について 3件>

大西会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願ひいたします。

質問・ご意見等は無いようでございますので、採決いたします。
『議案第3号』について、ただいまの説明のとおり意見なしと回答することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 それでは、『議案第3号』については意見なしと回答することといたします。
以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括しての説明をお願いいたします。

事務局係長 <4. 報告事項 24件>
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 13件
② 農地法第18条第6項の規定による通知について (農業経営基盤強化促進法) 8件
③ 農地であることの証明願について 1件
④ 非農地証明願について 2件

大西会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問ございませんか。

無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認といたします。

以上で、本日の議案は全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。
事務局はありませんか。

事務局係長 ありません。

大西会長 それでは、これをもちまして令和7年11月の総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後2時34分
令和7年11月28日

会長 大西 善郎

議事録署名者 海山 貞佳

議事録署名者 川添 誠司